

福岡市ベビーシッター派遣事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市ベビーシッター派遣事業助成金の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 福岡市ベビーシッター派遣事業(以下「事業」という。)は、生後おおむね2か月から4か月になるまでの間乳児を保育することができない者に、ベビーシッターを派遣することにより、保護者の子育てを支援し、もって児童福祉の向上に資することを目的として実施する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。
- (2) 対象児 出産日の翌日から起算して57日目から生後4か月になる日の前日までの間の乳児をいう。
- (3) 生活保護世帯 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助を受けている世帯をいう。
- (4) 非課税世帯 本事業の利用月が当該年度の4～6月にあたる場合は前年度の、本事業の利用月が7～3月にあたる場合は当該年度の、生計中心者の住民税の所得割及び均等割が非課税である世帯をいう。

(助成対象事業)

第4条 補助金を交付する対象事業は、対象児を保育することができない保護者の依頼を受けてベビーシッターを派遣し、その居宅において保護者に代わって対象児の保育を実施する事業とする。なお、家事労働や対象児以外の者の食事の世話など、対象児の保育以外については助成対象外とする。

(助成対象者)

第5条 この要綱に基づき、助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業者のうち、本市が指定する事業者(以下「助成対象事業者」という。)とする。

- (1) 公益社団法人全国保育サービス協会(ACSA)に加盟し、登録されている事業者

- (2) 事業者の所在地が市内にあること
- (3) 本市の市税を滞納していないこと
- (4) 第 21 条第 2 項に該当しないこと

(利用対象者)

第 6 条 本事業の利用対象者は、福岡市内に住民登録を有し居住する保護者で、対象児を保育することができない者とする。

(利用区分)

第 7 条 本事業の利用区分は、別表 1 に定めるところによる。なお、保護者は利用区分の併用ができるものとする。

(利用時間)

第 8 条 本事業の 1 日の利用時間は、午前 7 時から午後 8 時までの間のうち、10 時間以内とする。

2 本事業の利用対象期間における利用時間数は、第 7 条に定める利用区分により、対象児ごとに、別表 1 に定める利用時間数を上限とする。

(保育に従事するベビーシッター)

第 9 条 助成対象事業者は、本事業に従事する保育従事者として、次の各号のいずれかに該当する者を派遣するものとする。

- (1) 保育士又は看護師の資格を有する者
 - (2) 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付雇児発 0521 第 18 号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)の 5 (3) アに定める基本研修及び 5 (3) イ (イ) に定める「地域型保育」又は「一時預かり事業」の専門研修を修了した者
 - (3) 公益社団法人全国保育サービス協会 (ACSA) が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修を修了した者
 - (4) 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付雇児発 0521 第 19 号)の別添 4 「多様な保育研修事業実施要綱」に定める家庭的保育者等研修事業又は居宅訪問型保育研修事業の基礎研修を修了した者
- 2 前項に定める保育従事者は、本事業の対象となる保護者と三親等以内の親族関係にない者であること。
- 3 保育は、原則として対象児一人につき保育に従事する保育従事者一人の配置により提供されるものであること。

(助成対象経費)

第10条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) ベビーシッターの派遣費用
- (2) ベビーシッターの派遣に係る交通費
- (3) 本事業の初回登録料

(助成金の額)

第11条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表2に定める額とする。

(保護者負担額)

第12条 本事業の実施にあたり、保護者の負担額は、別表3に定める額とする。

(利用手続き)

第13条 保護者は、第7条に定める利用区分により、次に掲げる利用申込を市長に提出するものとする。

- (1) 利用区分A
福岡市ベビーシッター派遣事業利用申込書(様式1-A)
- (2) 利用区分B
福岡市ベビーシッター派遣事業利用申込書(様式1-B)

2 市長は、前項の申込書が提出された時は、申込を受け付けた旨を保護者へ通知するものとする。

3 保護者は、次に掲げるものを助成対象事業者へ提示又は提出し、ベビーシッター派遣を依頼するものとする。

- (1) 前項に定める申込を受け付けた旨の通知
- (2) 保護者又は保護者が属する世帯が属する世帯が生活保護世帯である場合は、保護受給証明書(又は緊急給資格者証)
- (3) 保護者又は保護者が属する世帯が非課税世帯である場合は、生計中心者の非課税証明書。なお、4月から6月までの間に利用する場合にあつては、前年度分の生計中心者の非課税証明書。

(保護者の事業辞退)

第14条 保護者は事業を辞退する場合には、助成対象事業者に対し、福岡市ベビーシッター派遣事業辞退届(様式2)を提出しなければならない。

2 助成対象事業者は、前項により辞退届の提出を受けたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第 15 条 助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、原則として、利用開始の 14 日前までに次の各号に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市ベビーシッター派遣事業助成金交付申請書(様式 3)
- (2) 業務請負委託約款(保護者との契約がわかる書類)の写し
- (3) 保護者又は保護者が属する世帯が生活保護世帯又は非課税世帯である場合は、第 13 条第 3 項第 2 号又は第 3 号に定める証明書類の写し

2 派遣期間が翌年度にわたる場合、助成対象事業者は、年度毎に交付申請を行うものとする。

(交付決定)

第 16 条 市長は、助成金の交付申請を受けたときは、助成の可否を決定し、助成対象事業者に福岡市ベビーシッター派遣事業助成金交付承諾通知書(様式 5)又は福岡市ベビーシッター派遣事業助成金交付不承諾通知書(様式 6)により通知を行うものとする。

(実績報告)

第 17 条 助成対象事業者は、事業が完了したときは、完了後 1 か月以内に福岡市ベビーシッター派遣事業実績報告書(様式 7)及び福岡市ベビーシッター派遣事業利用実績明細書(様式 8)に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

(助成金額の確定)

第 18 条 市長は、実績報告を受けたときは、報告書の書類の審査等により助成金の額を確定し、福岡市ベビーシッター派遣事業助成金確定通知書(様式 9)により当該助成対象事業者に通知するものとする。なお、派遣期間が翌年度にわたる場合は、年度毎に助成金を確定し通知するものとする。

(助成金の交付時期)

第 19 条 助成金は、前条により助成金額が確定した後に交付するものとする。

(助成金交付の変更、取消等)

第 20 条 助成金交付の変更、取り消し等については、次の各号によるものとする。

- (1) 助成対象事業者は、申請内容に変更がある場合や、事業を中止又は廃止する場合は、速やかに市長に届け出るとともに、市長の承認又は取り消しを受けなければならない。
- (2) 助成対象事業者は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告を行い、その指示を受けなければならない。

- (3) 市長は、助成対象事業者がこの要綱に違反する等、不正な手段により助成金の交付を受け、もしくは受けようとした場合は、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部もしくはその一部を返還させることができる。

(暴力団の排除)

- 第 21 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、助成対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報について役員名簿（様式 4）の提出を求めることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 22 条 助成対象事業者は、助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、福岡市ベビーシッター派遣事業助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式 10）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、助成対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこととする。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(補則)

- 第 22 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前から引き続き本事業を利用している者への派遣期間は、改正後の要綱第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の福岡市産休明けサポート事業助成金交付要綱別記様式 2-1 から様式 2-2 までの規定により作成された様式は、令和 4 年 3 月 31 日までの間、なお

従前の例により使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の福岡市産休明けサポート事業助成金交付要綱により作成された様式1は、令和6年5月30日までの間、なお従前の例により使用することができる。

別表1 (第7条、第8条関係)

利用区分	利用区分の説明	利用時間数
利用区分A	日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に乳児の保育を必要とする場合	16時間
利用区分B	産休明けすぐに復職するなど、定期的に乳児の保育ができない者で、生後3か月経過後の直近の保育施設等利用開始基準日(各月1日、11日、21日)での認可保育園申込を完了している場合	市が必要と認める時間

別表2 (第11条関係)

対象児の区分	世帯の区分	助成対象事業者への助成額		
		派遣費用	交通費	初回登録料
1人目	1 2に掲げる世帯以外	1時間当たり 2,100円	1日当たり 1,000円	1,000円
	2 生活保護世帯又は非課税世帯	1時間当たり 2,300円		
2人目以降 ただし、対象児が多胎児で同時に2人以上利用する場合に限る。	1 2に掲げる世帯以外	1時間当たり 2,500円	1日当たり 1,000円	1,000円
	2 生活保護世帯又は非課税世帯			

※対象児1人当たり

別表3 (第12条関連)

対象児の区分	世帯の区分	保護者負担額		
		派遣費用	交通費	初回登録料
1人目	1 2に掲げる世帯以外	1時間当たり 400円	0円	0円
	2 生活保護世帯又は非課税世帯	1時間当たり 200円		
2人目以降 ただし、対象児が多胎児で同時に2人以上利用する場合に限る。	1 2に掲げる世帯以外	0円		
	2 生活保護世帯又は非課税世帯			

※対象児1人当たり